【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年７月３日
【会社名】	株式会社チノー
【英訳名】	Chino Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　苅 谷 嵩 夫
【本店の所在の場所】	東京都板橋区熊野町32番８号
【電話番号】	03(3956)2111（大代表）
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部長兼社長室長 斉 藤 卿 是
【最寄りの連絡場所】	東京都板橋区熊野町32番８号
【電話番号】	03(3956)2111（大代表）
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部長兼社長室長 斉 藤 卿 是
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

１【提出理由】

平成24年６月28日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

２【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成24年６月28日

(2) 決議事項の内容

第１号議案 取締役12名選任の件

取締役として、苅谷嵩夫、岸智晴、斉藤卿是、小針哲郎、森山文隆、松本正、吉田幸一、清水孝雄、長谷川泰司、山﨑敬一、西口明彦および豊田三喜男の12名を選任するもの。

第２号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役を退任される内藤正行氏および土井裕幸氏に対し在任中の労に報いるため、当社の内規により、相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会に一任するもの。

第３号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役13名および監査役３名に対し、当期の業績等を勘案して、役員賞与総額1,200万円（取締役分1,060万円、監査役分140万円）を支給するもの。

第４号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成元年６月29日開催の第53回定時株主総会において、取締役の報酬額は月額1,400万円以内、また、監査役の報酬額は平成６年６月29日開催の第58回定時株主総会において月額250万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、この度、報酬支給限度額の設定を月額方式から年額方式に改めさせていただきたいと存じます。すなわち、取締役の報酬額は各事業年度を対象とする年額16,800万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、監査役の報酬額は各事業年度を対象とする年額3,000万円以内とするもの。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（%）
第１号議案 取締役12名選任の件				（注）１	（注）３
苅谷 嵩夫	28,214	412	0		可決（93.57%）
岸　智晴	28,507	119	0		可決（94.54%）
斉藤 卿是	28,545	81	0		可決（94.67%）
小針 哲郎	28,553	73	0		可決（94.70%）
森山 文隆	28,547	79	0		可決（94.68%）
松本　正	28,553	73	0		可決（94.70%）
吉田 幸一	28,552	74	0		可決（94.69%）
清水 孝雄	28,553	73	0		可決（94.70%）
長谷川 泰司	28,553	73	0		可決（94.70%）
山﨑 敬一	28,548	78	0		可決（94.68%）
西口 明彦	28,553	73	0		可決（94.70%）
豊田 三喜男	28,550	76	0		可決（94.69%）
第２号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件	28,435	191	0	（注）２	（注）３ 可決（94.30%）
第３号議案の件 役員賞与支給の件	28,299	329	0	（注）２	（注）３ 可決（93.85%）
第４号議案の件 取締役および監査役の報酬額改定の件	28,352	276	0	（注）２	（注）３ 可決（94.03%）

（注）１ 議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

２ 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数による賛成であります。

３ 賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。

本株主総会に出席した株主の議決権の数（本総会前日までの事前行使分および当日出席のすべての株主分）に対する、事前行使分および当日出席の株主のうち、議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

以 上